

## 育兒時短勤務手当金請求書

この請求書は、育児時短勤務を行った月の翌月以後に提出してください。

●裏面の「添付書類について」を必ず確認してください。

組合員等記号・番号	一	所属所名	
組合員氏名		同一の育児時短勤務について、雇用保険法による「育児時短就業給付金」の支給を受けることができるときは、請求できません。	
育児時短勤務開始時の標準報酬の等級及び月額	第 級	円	育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額を記入
育児時短勤務の開始年月日	令和 年 月 日	育児時短勤務に係る子の生年月日	令和 年 月 日
育児時短勤務の終了予定年月日	令和 年 月 日	「育児時短勤務の終了予定年月日」欄は、育児時短勤務に係る子が2歳に達することにより育児時短勤務手当金の支給が終了する場合には、当該子の2歳の誕生日の前々日を記載してください。	
支給対象月	令和 年 月 分	育児時短勤務をした月ごとの請求になります。 <u>(例)令和7年4月から令和7年10月まで部分休業取得</u> <u>→支給対象月は、令和7年4月(※1)から令和7年10月(※2)まで</u> (※1) 4月に部分休業による報酬の減額が行われない場合であっても、標準報酬月額>報酬の額であれば、4月は支給対象月となります。 (※2) 10月の部分休業に係る報酬の減額が11月に行われた場合であっても、11月は部分休業を取得していないため、11月は支給対象月になりません。	

所 属 所 記 入 欄	<u>支給対象月における報酬の額を証明してください。</u>			
	育児時短勤務を開始する前の 一週間所定勤務時間	時間	分	育児時短勤務に入る前の本来の一週間の所定勤務時間を記載してください。
	支給対象月中の 一週間の所定勤務時間	時間	分	・育児時短勤務以外の欠勤等(傷病によるもの等)も含めて減額してください。 ・1月当たりの通勤手当及び寒冷地手当の額を含み、臨時のもの及び3か月を超える期間ごとに支払われるものを除く。
	支給対象月における 報酬の額※	円		
上記報酬の額に対する 特記事項 ※標準報酬の月額等の決め方と 同様の取扱いです。	通勤手当 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (1月当たりの通勤手当の額 : 円) 寒冷地手当 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (1月当たりの寒冷地手当の額 : 円) = ( _____ 円 × _____ か月 ÷ 12 ) 支給月額 × 支給月数 ÷ 12 月 (円位未満切り捨て)			
上記は、令和 年 月における報酬の額に相違ないことを証明します。				
令和 年 月 日		職名		印
給与事務担当者		氏名		

上記のとおり請求します。

新潟県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

## 住 所

### 請求者

### 氏名

印

自ら署名する場合は、押印不要です。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

### 職名

所属所長

## 氏名

### 所属所受付印

### ※共濟組合使用欄

課長	係長	係	検認	入力日

初回  
チェック

## ★添付書類について★

※ 該当する必要書類を添付してください。

### 1 請求時に添付する書類

確認する要件		必要書類
育児時短勤務をしていること		育児時短勤務をしていることがわかる書類（事業主から発出された辞令書等）の写し
(初回請求時のみ)	育児時短勤務の申出に係る子が2歳に満たないこと	子との関係と年齢がわかる書類（以下のいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）の写し</li> <li>・住民票記載事項証明書の写し</li> <li>・戸籍謄本の写し</li> <li>・医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）の写し</li> </ul>
	【短期組合員の場合】雇用保険との重複受給でないこと	ハローワークから発行される「育児時短就業給付金受給資格否認通知書」の写し

### 2 育児時短勤務期間を変更する場合に添付する書類

確認する要件		必要書類
育児時短勤務の申出に係る子が亡くなったこと		子が亡くなったことがわかる書類（以下のいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本の写し</li> <li>・死亡診断書の写し</li> </ul>
育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったこと		産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類（辞令書等）の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと		新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類（辞令書等）の写し
育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したこと		子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類（辞令書等）の写し
育児時短勤務の申出に係る子と離縁又は養子縁組の取消（養子の場合）をしたこと		子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類（離縁届受理証明書等）の写し
育児時短勤務の申出に係る子が他の者の養子となったこと		子が他の者の養子となったことがわかる書類（戸籍謄本等）の写し
育児時短勤務の申出に係る子と同居しないこととなったこと		子と同居しないこととなったことがわかる書類（住民票等）の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したこと		審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定によりなされた同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたこと		養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類（里親等委任措置解除通知書等）の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、疾病、負傷又は身体上若しくは精神上の障害により、育児時短勤務の申出に係る子を養育することができない状態になったこと		子を養育することができない状態になったことがわかる書類（医師の診断書等）の写し